

中国四国防衛局達第31号  
改正 平成21年7月10日中国四国防衛局達第9号  
改正 平成30年3月29日中国四国防衛局達第3号

中国四国防衛局競争参加資格等審査委員会の設置について、次のとおり定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

## 中国四国防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 支出負担行為担当官又は契約担当官たる中国四国防衛局長（以下「局長」という。以下同じ。）が実施する入札等に関し、競争参加資格の設定、確認等を確実に行うとともに、競争参加者等の審査の公正を期するため、中国四国防衛局に「中国四国防衛局競争参加資格等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項
  - ア 競争参加資格の審議に関すること。
  - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
  - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
  - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。
- (2) 建設工事に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項
  - ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
  - イ 技術提案等の審査及び評価に関すること。
  - ウ 総合評価の評価項目及び評価基準等の設定並びに技術提案の審査及び評価について、学識経験者の意見を必要とする案件の選定及び学識経験者の選任に関すること。
  - エ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。
- (3) 建設工事に係る指名競争入札方式又は随意契約方式を適用する場合における次に掲げる事項
  - ア 指名競争入札方式又は随意契約方式の適用に関すること。
  - イ 予定価格が2千万円以上の建設工事の指名に付する競争参加者又は予定価格が250万円以上の随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。

- ウ その他支出負担行為担当官が必要と認める建設工事の指名に付する競争参加者又は随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関する事。
- (4) 建設コンサルタント業務等（測量等の調査、設計及び監理その他の業務をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項
- ア 競争参加資格の審議に関する事。
  - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関する事。
  - ウ 競争参加資格の確認に関する事。
  - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関する事。
- (5) 建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項
- ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関する事。
  - イ 技術提案等の審査及び評価に関する事。
  - ウ 総合評価の評価項目及び評価基準等の設定並びに技術提案の審査及び評価について、学識経験者の意見を必要とする案件の選定及び学識経験者の選任に関する事。
  - エ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関する事。
- (6) 建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札方式又は随意契約方式（プロポーザル方式を除く。）を適用する場合における次に掲げる事項
- ア 指名競争入札方式又は随意契約方式の適用に関する事。
  - イ 指名に付する競争参加者又は予定価格が100万円以上の随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関する事。
  - ウ その他支出負担行為担当官が必要と認める建設コンサルタント業務等の指名競争入札方式に係る指名に付する競争参加者又は随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関する事。
- (7) 建設コンサルタント業務等に係る随意契約方式においてプロポーザル方式を適用する場合における次に掲げる事項
- ア プロポーザル方式の適用に関する事。
  - イ 技術提案書の提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準の審議に関する事。
  - ウ 参加表明書及び技術提案書の審査に関する事。
  - エ 技術提案書の提出者の選定及び特定に関する事。
  - オ プロポーザルの評価項目及び評価基準等の設定並びに技術提案の審査及び評価について、学識経験者の意見を必要とする案件の選定及び学識経験者の選任に関する事。
  - カ 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対する理由の説明に関する事。

- (8) 物品・役務等に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項
  - ア 競争参加資格の審議に関すること。
  - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
  - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
  - エ 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明に関すること。
- (9) 物品・役務等に係る一般競争入札方式において総合評価方式を適用する場合における次に掲げる事項
  - ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
  - イ 技術提案等の審査及び評価に関すること。
  - ウ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。
- (10) 物品・役務等に係る指名競争入札方式又は随意契約方式（企画競争方式を適用する場合、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合並びに支出負担行為担当官又は契約担当官の代行機関を命ぜられた者が行う場合を除く。）を適用する場合における次に掲げる事項
  - ア 指名競争入札方式又は随意契約方式の適用に関すること。
  - イ 指名競争入札方式に係る指名に付する競争参加者又は随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (11) 物品・役務等に係る随意契約方式において企画競争方式を適用する場合における次に掲げる事項
  - ア 企画競争方式の適用に関すること。
  - イ 参加資格の審議並びに企画競争の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
  - ウ 参加申込書及び参加資格確認資料の審査に関すること。
  - エ 参加資格の確認並びに企画書の審査及び評価に関すること。
  - オ 企画書を選定しなかった者に対する理由の説明に関すること。
- (12) その他局長が必要と認める事項

（競争参加者の指名等）

第3条 局長は、実施する入札等に当たり、指名競争入札方式を適用し競争参加者の指名を行う場合には、指名しようとする業者について業者指名選定審査表を作成するものとする。

（学識経験者の委嘱）

第4条 総合評価方式及びプロポーザル方式による評価項目及び評価基準等の設定並びに技術提案の審査及び評価に当たり、学識経験者の意見を聴取する必要がある場合は、中立かつ公正な立場から判断することができる学識経験を総合評価アドバイザーに委嘱し、意見を聴取する。

なお、総合評価アドバイザーは、原則として2名以上とし、局長が委嘱する。

2 総合評価アドバイザーの氏名及び職業は、原則として公開する。

(構成等)

第5条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、局長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長及び調達計画課長をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総括する。

(技術部会)

第6条 審査委員会に、技術的事項に関する審査資料の作成並びに総合評価アドバイザーへの意見聴取及びその他局長が必要と認める事項を行うため、技術部会を設ける。

2 技術部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、調達部長をもって充てる。

4 部会員は、部会長が指定する者をもって充てる。

5 部会長は、技術部会を招集し、会務を総括する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月10日中国四国防衛局達第9号)

この達は、平成21年7月10日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日中国四国防衛局達第3号)

この達は、平成30年3月29日から施行する。